社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 広報誌

季刊 ひたすらなるつながり

vol.2
2019年6月

子どもの命と笑顔を守る
現場からのレポート

コラム〈01〉福祉論壇
「令和」の幕開けに思う
社会活動家／東京大学特任教授 湯浅 誠 さん

特集〈02－08〉
「児童虐待」
滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター
大久保 法彦 さん
（社福）小鳩会
山本 朝美 さん
（特非）こどもソーシャルワークセンター
幸重 忠孝 さん
大津市福祉子ども部子ども家庭相談室
中島 円実 さん
滋賀県警察本部
中谷 浩久 さん

連載〈09－11〉縁共生の場探訪
もの忘れカフェ「仕事の場」

コラム〈12〉県政レポート
「在宅看取り」と「人生会議」

連載〈13－14〉生きづらさを生きる
児童養護施設や里親のもとで暮らす
子どもたちの社会への架け橋

連載〈15－16〉LOVEつながる滋賀の縁
（社福）野洲慈恵会 松尾 道子 さん
（社福）青祥会 松浦 整 さん

コラム〈17〉霞ヶ関レポート
旧優生保護法救済法の成立

コラム〈18〉えにし雑感
（株）平和堂 西塚 哲夫 さん

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 広報誌
季刊 ひたすらなるつながり
2019年6月25日発行
通巻2号
発行人 渡邉 光春
〒525-0072 草津市笠山七丁目 8-138
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
定価 500円（税込）

みなさまの支えにより5年間活動し成果を上げてきた滋賀の縁創造実践センターは、2019年4月、滋賀県社会福祉協議会が継承しました（滋賀県社会福祉協議会が定款を改正）。
滋賀県社会福祉協議会は、「滋賀の縁創造実践センター」の理念を引き継ぎ、実践を通してその具体化に努めます。

特集

児童虐待

子どもの命と笑顔を守る現場からのレポート

昨年3月東京で、今年1月千葉で、いずれも保護者からの虐待により女児が死亡する痛ましい事件がありました。事件を受けて、厚生労働省と文部科学省が全国の幼稚園や小中高校などを通して実施した、長期欠席している児童生徒を対象にした緊急調査によると、滋賀県で児童虐待の恐れがあるとされた子どもの数は191人。辛い事実として、本県でもこれまでに何人もの幼い命が虐待により奪われています。

子どもの笑顔は、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる地域づくりの起点。児童虐待は、私たちがめざす「ひたすらなるつながり」と真逆にある深刻な事実なのです。

一人ひとりの命と尊厳をお互いが本当に大切にする地域をつくろうと力を合わせている滋賀県。どの地域に住んでいても子どもが健やかに、安心して育っていける滋賀県。滋賀の縁創造実践センターも、多くの県民の方たちとともに「子どもを真ん中に置いた地域づくり」を進めています。「私たちはあなたを見放さないよ」というメッセージをここから発していきたいと思います。

対談者（写真左から）

大久保 法彦さん　滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター所長

法律上、児童相談所に位置づけられている子ども家庭相談センター。大津市と高島市を管轄し、県内3ヶ所の中で最も新しいセンターで所長を務める。

山本 朝美さん　社会福祉法人小鳩会 小鳩乳児院施設長／こばと子ども家庭支援センター長

乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターを運営する小鳩会。児童相談所からの委託や法人が取り組む地域子育て支援においてさまざまな人とつながり、親子の支援を行っている。子どもの安全を守るため、緊急保護の受け皿となっている。

幸重 忠孝さん　特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター理事長／滋賀県スクールソーシャルワーク事業スーパーバイザー

こどもソーシャルワークセンターでは、子ども（特に虐待ケースの子ども）たちの居場所づくりに取り組む。一方、県のスクールソーシャルワーク事業のスーパーバイザーとして、学校現場での実践にも関わる。

中島 円実さん　大津市福祉子ども部子ども家庭相談室 家庭相談スーパーバイザー

2000年に児童虐待の防止等に関する法律により、虐待の相談対応は県の児童相談所が一次窓口となったが、2004年の一部改正で、それぞれの市町が窓口に。その年より大津市の子ども家庭相談室の家庭相談員。

中谷 浩久さん　滋賀県警察本部生活安全部少年課 課長補佐

これまで主に犯罪抑止（防犯）の仕事に従事。約3年の県への派遣を経て、警察本部に帰任。その後、甲賀警察署と草津警察署で生活安全課長を合計で3年務め、その間警察官が対応する児童虐待の事案にも関わってきた。

社会活動家／
東京大学特任教授
湯浅 誠さん

福祉論壇
ふくしろんだん

「令和」の幕開けに思う

これまで私たちは、社会の担い手を「若くて、健康な、日本人の、男性」に代表させてきた。それが「スタンダード」で「ふつう」だった。

だから、若くない人は「まだまだ若いモンには負けん」と若々しさアピールをした。病気がある人はそれを隠した。日本人でない人は通名で暮らした。そして女性は「男並みに働きます」とがんばった。みんながその価値観を内面化し、それに合わせようとした。そうでないと認められないと思い込んでいたし、実際そうだった。

しかし、どうしてもそのフリをできなくなるときがある。女性の妊娠、親の介護、自身のガン……。そのとき、人々は謝ってきた。「ご迷惑をおかけして、すみません」と。それは「若くて、健康な、日本人の、男性のフリをできなくなってごめんなさい」ということだった。

しかし、数年前から急速に人々は気づき始めた。「なんで謝らなきゃいけないんだったっけ？」と。女性の妊娠は少子化の中、歓迎されるべきことではなかったか。親の介護や自身のガンは、自分の責任なのか……。「ふつう」と「スタンダード」の規範力・支配力が弱まってきたのだ。

なぜか。「若くて、健康な、日本人の、男性」が、今や圧倒的なマイノリティに転化したからだ。高齢者、未成年、障害者、外国籍、LGBT、若年・中高年ひきこもり、介護離職、35～44歳で親と同居している未婚の男女、非正規、女性……というマイノリティを足し上げていけば、今やその「マイノリティ群」が圧倒的なマジョリティになる。

この気づきは、社会のあらゆる側面に浸透し始めている。

もはやかつてのようには支え手と支えられ手を分けられない、高齢者も障害者もときに支え手だ、支え合う地域・社会づくりが大切だとなれば、「地域共生社会」の話になる。それぞれに事情があり、それに配慮した働き方を構築できなければ、働いてくれる人がいなくなってしまうとなれば、「働き方改革」の話になる。

それだけではない。昨年、社会をにぎわしたスポーツ界の不祥事も、この気づきと関連している。アメフト、レスリング、体操……の著名な指導者たちは「若くて、健康な、日本人の、男性」の価値観の中で君臨している人たちだった。一言でいえば「勝ち負け」の価値観で「勝てる」人たちだ。ちょっと前なら、何があろうとこの人たちに楯突こうとは思えなかっただろう。その価値観が世の中を覆っていたら、その外では生きていけないからだ。しかし実際は、告発する人が出て、周知の展開となった。これもまた「若くて、健康な、日本人の、男性」の規範力・支配力が弱まり、「あれ、なんで泣き寝入りしなきゃいけないんだったっけ？」と気づいた結果だ。

既存の「ふつう」「スタンダード」の規範力・支配力の弱まりは、世の中に別の価値観が存続できるスペースをつくる。今そこで、さまざまなものが芽生えている。障害者アートだったり、#metoo運動だったり、支え合いの地域づくりだったり、子ども食堂だったり、地方移住だったり、イクメン・イクボスだったり……。

これらは、「勝ち負け」に対して「安心」、「稼ぎ」に対して「暮らし」、「ナンバー1」に対して「共感」の価値観に立脚している。そこに今という時代の“現在”がある。「令和」の幕開けに、この大きな時代の流れをしっかりと確認し、そのスペースを押し広げていきたい。私たちの出番である。

児童虐待に関する滋賀県の実情

中島　**滋賀県は虐待相談に関して先進的**だと思います。虐待の相談件数と対応件数がすごく多いですね。

大久保　毎年大きく報道される全国の児童相談所における児童虐待対応件数は、当該年度の新規対応件数のみのカウントです。継続分も含めると、全国、滋賀県ともにもっと件数は多く、しかも年々増加しています。住民の転出入が激しい地域は、虐待の相談や対応件数が多くなります。大津もそうですが、転出入が多いと、どうしても地域との関係が希薄になりがちで、頼れる人が少ない状況が生まれます。滋賀県は、人口規模はさほど大きくないですが、県南部を中心に虐待対応は都会的な様相です。また、市町の対応件数が多いのも滋賀県の特徴です。これは、**早い段階から虐待を見つけていただいている結果**だと思います。

滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター所長
大久保 法彦さん

山本　滋賀県は市町の動きも活発で、子育てサロンなど地域や住民による活動もあります。県北部などまだ地縁が強いところでは、お互いにどこかでつながり、そこから市町に相談があり、児童相談所につながっていく。人員の問題など乗り越えるべき課題はありますが、**地域から市町・県の相談機関へのきめ細かな連携体制がある**と思います。

　私どもは虐待を受けた子どもさんの緊急受け入れをすることが多いですが、親御さん自ら警察や市町に相談に行き、そこからの通告で対応が始まることも感覚的に増えてきたかなと思います。みなさんはどう思われますでしょうか。

　地域の中で、「警察に相談に行ってもいいんや」という理解が進んできたと思いますし、子育てをしている方が「助けてください」と言えるところの選択肢が広がったと思います。

　ただやはり最近起きた事件でも、その家庭で何が起こっているか、誰も知らなかった場合に重篤な事案に進展していることを思うと、**できるだけ早く気が付いて、「誰も知らない」状況をなくしていくこと**が一番大事かなと思っています。

中島　今でこそ学校からの通告は、全国どこも増えてきていると思いますが、大津ではずいぶん以前から、虐待通告件数の半分近くが学校・保育所・幼稚園からでした。それは全国的にも珍しいと言われてきましたが、その傾向はますます強まっていますね。**誰かから通告がないと私たちは動けないので、学校などからの通告は大変重要**です。

幸重　滋賀県で学校・保育所・幼稚園からの通告や相談が多いのは、そういう仕掛けを教育や保育の現場で丁寧にやっているのだと思います。県内の学校では必ず児童虐待の対応係を置いています。力量差はあれど、虐待のことはこの学校ではこの先生が窓口ですよと、はっきりしています。

　もう一つは、そこにスクールソーシャルワーカーがサポートに入ります。学校で起きる子どもの諸問題に対し、「あれ、もしかしたらこれは家庭が大変なんじゃないか」みたいなサインをキャッチするスペシャリストの**ソーシャルワーカーを入れつつあることも、学校現場から通告が多い理由**かと思います。

中谷　警察が取り扱う児童虐待件数は、県警の統計では2014年が252件、2018年が1,493件と、6倍くらいに増えています。当然、警察官一人ひとりが、DVや虐待という人身安全関連事案に特に注意を払うように、警察本部からも各警察署に指導を行っています。

　この児童虐待の通告数が増えたことの良し悪しについて、インターネットでも議論があります。児童虐待通告が多い＝良くない地域というイメージでとらえられてしまいがちですが、**通告件数の増加は、児童虐待に対する認識が浸透して、地域の方々が注意してくださっている**、とよい傾向にとらえられる部分もありますね。警察もそういう事案があれば、児童虐待に当たるか否か頭を悩ますこともありますが、積極的に関係機関に情報共有をしています。

大久保　児童相談所への虐待通告は、実際にすごく増えています。当センター管内だけでも2016年度に500件台だったのが、2017・2018年度は700件を超えています。そのうち、警察からの通告が半分近くを占めます。中でも夫婦げんかの現場に警察が臨場されると、そこに子どもがいる。子どもに暴力を見せていることが、心理的虐待に当たるという通告が非常に多くなっています。

　市町も虐待対応の窓口となった2005年度以来、滋賀県では当初、**身体的虐待**が多かったのですが、その後**ネグレクト**の多い時代があり、ここ数年は**心理的虐待**がそれを大きく抜いて、最多となっています。

中島　私たちは、DVの問題について警察署に事前にお話をさせてもらいます。「あの家が、DVで心配なので」と伝え、目を配っていただくなど関わりの度合いを高めていただき、とても助かっています。

命を落としてはいけない

中谷　児童虐待事案の迅速・適切な対応を常に心がけ、夜間であっても虐待ホットラインに電話をかけて、一時保護をお願いしています。ただ、児童相談所も受け入れ体制が限られていて、難しいところはあると思います。**滋賀県内の3児童相談所すべてに現職の警察官を配置**して、常日頃から情報共有を図っています。

　また、児童虐待を疑う現場に警察官が臨場しましたら、何よりも先に子どもさんの安全を警察官の目で確認することとしています。何よりも命を落としてはいけない、その一番大事なところは同じですから。

山本　**警察の関わりは、予防の第一歩**になります。DVが発生する家庭は、**親御さん自身が、生きづらさやしんどさを抱えていらっしゃる**。私たちがお預かりする子どもさんのお母さんと話していると、襟をぎゅっと引っ張っておられて何かおかしいなと思ったら、すごいあざがあって、どうしたのと聞くと、「転んで肩を」と。また「私の妄想で、暴力を受けたと思い込んでいたから」と、しきりにおっしゃる方もあります。いずれも、そんなことはあり得ないので、やはりDVがあるなと気付きます。

中谷　中には、親が幼い子どもに店の商品を**万引き**させるといった事件も発生しています。

幸重　生活苦や親のモラルの低さみたいな事例もよくありますが、学校でよく出会うケースは違います。**いじめ**の事案でいじめている子を調べていくと、実は家庭での熱心な教育が、子どもにはすごいストレスになり、学級で障害のある子とかちょっと弱い立場の子に、あり得ないひどいことをする。けれどもこれがまた賢いから、巧みに裏で手を引いているみたいな話で、そういう行動が当たり前になっている子どもの方に深刻さを感じます。

　でも、そうした事例が通告で上がってきたときに、親から「いや、この子の将来を思って、宿題をちゃんとせえへんから夜中まで横について勉強を教えているんです」と言われると介入しにくい難しさがあります。

中谷　最近は、もう家を出たいので一時保護してくださいと交番に頼みにくる子どももいます。**本人がSOSを出せる環境づくりも必要**ですね。

幸重　県警とも一緒に、**高校生が児童虐待のことを学ぶ取り組み**を2年間してきました。虐待について、みんなで考え話し合おうというプログラムで、実際に身近な虐待に気付いたらどうする？どこに相談する？どうしたら助けらる子どもさんのお母さんと話していると、襟をぎゅっと引っ張っておられて何かおかしいなと思ったら、すごいあざがあって、どうしたのと聞くと、「転んで肩を」と。また「私の妄想で、暴力を受けたと思い込んでいたから」と、しきりにおっしゃる方もあります。いずれも、そんなことはあり得ないので、やはりDVがあるなと気付きます。

滋賀県警察本部生活安全部少年課 課長補佐
中谷 浩久さん

社会福祉法人小鳩会 小鳩乳児院施設長／
こばと子ども家庭支援センター長
山本 朝美さん

れる？みたいな話をします。

授業では児童虐待に関する知識を学んでくれるだろうと思っていたのですが、あとあと話をしている中で、もしかすると自分自身が虐待を受けている子もいるんじゃないか、そしてそのことを**誰かに言っていいんだということを持ち帰ってくれたんじゃないか**とも思っています。

山本　虐待といっても、本当に貧困が潜んでいる場合もあれば、子どもの育ちを親御さん自身が支配をしてしまっている場合もあります。幅がすごくありますが、やはり、命を落としてはいけないと思います。自分自身で命を絶つ場合もあるし、親御さんなどに命を奪われる場合もあります。ともかく「命を落とさない」というのは、キーワードかなと思います。**命があれば、誰かが気付いて、助けることもできる**のではないでしょうか。

虐待への地道な対応

中島　児童相談所職員が家庭に来たら、子どもを保護される、連れて行かれると多くの方は思われていますが、緊急的に一時保護されるケースはかなり少ないですし、その先、施設とか里親さんのもとに行くことは、もっと少なくなります。

虐待の通告を受けても、すぐに何か大きくころっと変わる魔法はなく、在宅支援がほとんどです。もちろん、通告を受ける前との大きな違いは、関係機関が連携してその家庭に関わるという動きが始まることです。異常が起きた場合はすぐに介入し、児童相談所が緊急的に子どもの安全を確保することもあります。

山本　今、乳児院は、緊急一時保護がどんどん増えています。私たちがお預かりするのは0歳児からです。親御さんの中には40年近いお付き合いの方もあれば、先日も自分たちのことを一番よくわかっていてくれている人と話をしたい、と来られた方もありました。

私たちは、子どもの命を守り、安全に養育し、社会での自立に向けて支援をすることが一番大事な役割ですが、**親御さんの抱えていらっしゃる課題を知り、それを何らかの支援につなげていく必要**を特に最近感じています。そうしないと、永遠に問題は解決しないなと。

大久保　仕事を通して思うことは、母子保健に関わる周産期の段階からの「お付き合い」のようなサポートを手厚くすることでしか、虐待を減らせないのではないかということです。今の私たちの役割は、虐待防止というよりは、虐待の悪化防止みたいな状態ですからね。

相談を受けたときには、すでに親も深刻な生きづらさを抱えておられる状態なので、**児童相談所に来る前の段階で何か仕掛けがいる**と思います。

山本　「虐待の悪化防止」、まさにそうですね。私たちも、子ども家庭支援センターとして、生まれる前からの支援が大切と考えています。**親御さんが支援機関を信頼できるようになれば、困ったときもすぐに「助けて」と言える**。まさにこのサイクルが予防ですよね。私たちが、これから注力すべき取り組みです。

中谷　交番の警察官は、日中であっても現場対応で交番を留守にすることが多いので、**ＯＢの交番相談員**を配置して、住民の方々からの相談をお受けしています。また、警察署にも相談員を配置して、さまざまな相談に対応しています。

山本　警察には、受け止める余裕というか、安心感があってよく話を聞いていただいていますよね。話を聞くことが、とても上手な警察官の方が増えられたなと思います。それはすごくありがたいです。

中谷　警察官が、住民の方々からお話を聞くのは大事なことです。巡回で家にお邪魔してお話しする機会には、話題をもっていないとしゃべれません。僕らの時代の警察官と、今の警察官は世代も育ち方も違いますが、**変わらず大事なのは、やっぱり住民の方々とより多く接すること**だと思います。その中で、相談に関しても、家族のこと、近所トラブルなどさまざまあり、すぐに解決に結びつかないことも多くありますが、話をじっくり聞くことが大事だと思います。

大久保　**行政の職員にとっても相談は大切**です。でも、若い職員が児童虐待の事案に対応することになって、そこで自分の常識と全然違うことをやっている保護者がいて、子どもが厳しい環境に置かれている現実に直面する。若い職員にとって、それはすごくしんどいことです。虐待事件が起きるたびに児童相談所が注目され、児童虐待防止策の強化として増員の話になりますが、**専門家は急に増えません。**

山本　新しい職員さんは最初子どものことで泣きますね。自分がそばに行ったら好きと言ってもらうのが当たり前の感覚やのに、子どもからのすさまじい言葉や自分への拒否を初めて体験する。でも、なぜその子が自分にそういうことを言ったり態度をとったりするんだろうと、現場で働いてきた職員さんの話を聞き、咀嚼（そしゃく）して深めていきます。

やはり、変化をもたらすのは支援の必要な当事者の方だろうと思います。**当事者の話を聞いて、共感して、何か自分にできることはないだろうかと思って現場に入った人は強い**です。

大久保　本当にそうですね。支援を実際にやっていて「共感」が非常に大事だと痛感します。

虐待の連鎖を絶つ

大久保　ケースワーカーをしていたときに、**対応が一世代遅れている**なと思いました。この子らの親も、かなり過酷な経験をしてきたんやなというのがわかってきて、そこで何か手を打てていたら、もっと違っただろうなと思いながら同じような状況がまた続いていました。

中島　私も、振り返ると２００４年当時関わっていた子が、親になっているんですね。あのときこうしておけばみたいな反省もあれば、あそこでいろんなところとつながれて、この子は今何とかできているなという子もいます。過去に虐待を受けても何とか頑張って生きている人もいる中で、「世代間連鎖」と言ってレッテルを貼りたくはないですが、でも放っておくと、自分がされたことを子どもにもしてしまうのが常なので、**連鎖を絶つ必要性**を強く感じています。しんどい思いをして育った子は、やはり子育てもしんどいです、どうしても。だからこそ、最初のちょっとしたところで、小さな支援が入ることはすごく効果的です。

山本　社会的養護にかかる子どもたちは、自分の治療も含めた子どもとしての権利を人権の教育プログラムとして計画的にしっかり学びますよね。生きるの「生」と、性教育の「性」で、**「生性教育」**と言っていますけれど、生きることや自分の体・心はとても大切で、誰からも傷付けられてはいけないんだよと。でも学校では、それがプログラムに組み込みにくいようです。**この教育をどこで誰がするか**、すごく大事なことと

思います。

幸重　そういうことも学べる保健室的なものが要るのだろうなと思います。しんどさを抱える子どもは、保健室とすごく親和性があります。養護教員の先生方も本当にうまく受け止めてくださっていますね。保健室なら、もしかしたら妊娠したかもしれへん、どうしようとか、そういう段階で早く対応できるのではないかと思います。

　また、学校がやっている赤ちゃん先生(※)は、すごいなと思います。赤ちゃんは何もしゃべらないのに、生徒たちがすごく肌で感じるんですね。荒れているクラスで、「ぼけ、死ね」と大暴れしている子らが、赤ちゃんにはすごい優しい顔をすると「ああ、いい顔するな」とうれしくなります。

地域にも保健室的な場ができるといいですね。そこに赤ちゃんも来て、子どもたちも赤ちゃんと接する機会があることは意義があるし、逆に赤ちゃんを抱えている親御さんが小中学生を見て、自分の子もこんなふうに成長していくんだという姿に触れることもまた大事かと。

山本　世代をつなぐ縦割りですね。**地域では縦のつながりがつくれる**んですよ。

幸重　そう。知識や経験はみんな持っておられますしね。子ども食堂をはじめ、お子さんや親御さんを受け止める共感の居場所をいろんな形でつくれるといいですね。

特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター理事長／
滋賀県スクールソーシャルワーク事業スーパーバイザー
幸重 忠孝さん

※「赤ちゃん先生」は、ＮＰＯ法人「ママの働き方応援隊」が運営するプロジェクトです。赤ちゃんとママが学校や高齢者施設、企業、団体に訪問し、学び・癒し・感動を共有し、人として一番大切なことを感じてもらう人間教育プログラムです。

世間話のできる共感の居場所

山本　最近、親御さんとお話ししていて、世間話をできていない人が増えているなと思います。世間話の中で、「ああ、私のやり方はちょっとまずいのかも」とか「へえ、そんなやり方しているの、すごいなあ」とか気付けていたものが、そういう場が減っている。子育てサロンなどに通うと**仲間もできるし、いろんなことに気付けたり、力を得たり、人の苦しみや悲しみが受け止められる深さみたいなのができる**。小さなことですが、これがすごく大事なことではないかと思います。

中島　本当にそうですね。隣近所の方とすれ違って、あいさつしたりほほ笑みを向けられるだけで虐待がちょっと止まるみたいなこともあると聞きます。隣の方が怖いと思っていた若いお母さんが、「夕べ、すごく泣いていたけど、子どもはよう泣くから、心配せんでええで」と言われて、すごく心が楽になったとか。そんなささいなことで当たり前のことも積み重なればもっと生きやすいのかな。困難なケースとかに対応していても、最終そこに戻る気がします。

山本　でも、みなさん。地域にしゃべる場が、あまりにも…ないですね。

中島　私たちの法人でも、世間話ができる親子の居場所を広げようと活動しています。システムと言わなくても、何かちょっと民間の人たちでできるとよいですね。

幸重　そういう場所が少しずつできたとして、髪の毛を染めている小さい子が親子でやってきたときに、子どものうちからそんなことさせてみたいな、何かそういう居づらい雰囲気があると、次からその親子は来ないでしょう。**行きにくいところには行かなくなります。**

山本　それ、居場所づくりをしていく上で大切なことですよね。ああしなさい、こうしなさいというところが増えても、そこは自分が自分らしくいられる安全な居場所でなくなるので。

幸重　本当にそうなんです。

山本　私たちの施設で、学校でうまくいかなかった子どもさんがボランティアとして学校代わりに通ってくることがありました。彼女がありのままの自分でいても、自分より小さな子たちが「お姉ちゃん、お姉ちゃん」と寄ってくるわけです。**自分を認めてくれる、求めてくれるところ**から立ち直りが始まったのですが、それが人間の基本だなと思います。

　子育てサロンに来られたお母さんにも、うちは積極的には何も言わないし、何もしません。玄関でお迎えに上がったとき「ああ、○○さんですよね。○○ちゃん、こんにちは」と言うだけ。でも、1か月前に一度来ただけの自分と子どもの名前を覚えてくれていたことが、「ああ、自分もここに来ていいんだ」と思えて、すごくうれしかったとおっしゃる親御さんもいらっしゃいます。

幸重　**個人を受け止めてくれることが大事**ですね。集団の中の1人ではなくて。

山本　**子どもが義務教育の年齢になると、支援の選択肢がガタンと減ります**。乳幼児期は母子保健でいろいろ支援できることもあるし、子育てサロンもあって、どこかへ行ってぼやいたりもできますが、小学校に上がると何もない。

子育て支援の切れ目

中島　本当にそうですね。私たちも、保護者との面談を重ねていますが、それでは追いつきません。たとえば、障害福祉サービスなどで支援できることもありますが、種類は少ないですね。**予防的な役割も含めて、もっと多様で利用しやすいサービスを増やしていく必要がある**と感じています。

幸重　滋賀の縁創造実践センターから始まった**フリースペース**はまさにそういう場所だと思います。福祉施設の一部を子どもたちが夕刻を過ごす場として活用するのですが、施設は一定ずっとそこにあるので、そこで人がつながっていくのは素敵ですよね。フリースペースを最初にはじめたカーサ月の輪の日比さんは、最初の頃「いつまで見るんですか」とおっしゃっていました。でも、最近腹をくくったのか「一生見るしかないですね」と言われていて、やはり3～4年やって感じることなのだろうなと。そして、それが負担ではないのだと思います。やはりうれしいというか。フリースペースは子どもにとって帰れる場所になったと思ってくださっていて。**大勢でなく2～3人、場所によっては1人の子どもを受け入れているから、付き合っていこうかなみたいな感情が生まれる**のでしょうね。

　そこでは、子どもの服がなくて困っているよと言ったら、近所に聞いて集めてこようかというような学校現場では難しい特別な支援ができるんですね。こういうつながりで支える小さな居場所というのが、滋賀県ならではの大きな特徴なので、広げていけたらと思います。

大久保　市町でも本当に多くの虐待対応をされていますが、滋賀県は施設数が少なく、在宅で支援しているケースがものすごく多いのです。フリースペースはすごく意義ある活動だと思いますね。

山本　**一番大事なのは、施設がそこにあって動かないこと**。でんと構えて、そして、いつでも行けて、民間はそんなに職員も変わらないので、同じ顔がいてくれる。それが当事者の方たちにとっては、ものすごく大切なことだと思います。

　1人でもいいよ、個別性の高い支援でいいよというのが、継続する条件だと思います。「**1人でも寄り添えればそれでいい**」、特に民間の私たちは、そういうスタンスでいることも大事かな。1人、寄り添って、1人、自分の人生を見つけていかれる。それでもいいんだと思っています。

大津市福祉子ども部子ども家庭相談室
家庭相談スーパーバイザー
中島 円実さん

「おめでとう」から「ありがとう」まで

縁共生の場探訪

―「滋賀の縁」認証団体を訪ねて

大切なことはいつも本人が決める―自己決定の本質から学ぶ福祉の専門性

〈「もの忘れカフェ「仕事の場」〉

認知症を中心にした診療所と、軽度から高度期、若年から高齢者まで継続的な認知症ケアの場を運営する医療法人藤本クリニック、ごく初期の認知症の人たちが集うNPO法人もの忘れカフェ®の仲間たち。それらを展開している藤本直規さんのお話には、認知症と付き合い、日々生活を送っておられるご本人の可能性を尊重するケアの意味や価値がつまっていました。

「もの忘れカフェ®」のはじまり

昔は、若年認知症の予後は診断後4～5年と言われていました。時代とともに〝認知症〟への正しい理解は広がりつつありますが、まだまだ間違った理解も多く、それによってご本人や家族がしんどい思いをされることもあります。若年認知症に至っては、高齢期に発症する認知症に比べ、進行が早い、ケアや関わり方が大変、イライラしやすい、すぐに暴れるというイメージをもっている人も少なくありません。

介護保険制度が始まる前は、高齢期に発症する認知症の人ですら、デイサービスを利用することが難しく、若年認知症の人は支援の対象にすらなっていませんでした。藤本さんは「病院は正面玄関や受付扉、各専門医のドアと物理的な扉が多く、認知症の人にとってそこまでたどり着くことが難しかったのです。また病院に診断を受けに行くことは、本人や家族にとって不安で心理的な扉もありました。なんとか勇気を出して診断に来ても、お医者さんからは『あなたは認知症です。残念ながらこの病気は治りません』と告げられる。どんなに敷居を下げる工夫をしても、診断を受けられない人はたくさんいた」と言います。

たしかに認知症は進行を遅くすることはできても、治ることはなく進行し続ける病気です。しかし、治らなくても暮らしやすくする方法を一緒に考えたり、支えたりすることが治療になるのではないか、そしてそれこそが認知症の人のためにすべきことではないか、と考えた藤本さん。年齢に関わらず、本人や家族が診断に来やすい診療所と治療的な認知症ケアの場の必要性を感じ、新たな実践としてデイサービス「もの忘れカフェ®（以下、®省略）」をスタートさせました。

〝自己決定〟を支援すること

もの忘れカフェは、本人たちが身近に実感できるそうです。

「仕事の場」は、通常の就労を離れた本人にとって、わずかであっても収入を励みに内職や軽作業をする「社会参加」と「働く仲間づくり」の場です。そして軽度認知症の「ケアを提供する」場でもあり、次のステップ（介護保険サービス等）へスムーズに移行することが目標です。

この「仕事の場」には若年認知症の方々の参加だけでなく、障害をもつ人や若者サポートステーションを利用している人も集まり、一緒に仕事をします。中には、この場を卒業し一般就労に復帰した方や、社会にでづらい若者がこの場を通じて笑うことや話すことを少しずつ取り戻したこともありました。若年認知症の人を対象とする場が、多様な人々が混ざり合いながらつながれる居場所や成長の場として広がっています。

「仕事の場」には、数を数える作業をしていても途中で忘れてしまう人もいます。「そのとき、一緒に数えていたスタッフが数を教えてあげることが支援と言えるでしょうか。工夫すれば自分1人でもできることを本人もわかっています。専門職としての適切な支援は、数そのものを教えることではなく、忘れてしまっても途中から数えられるように付せんをつけることや正の字を書きながら数えてみることなどをアドバイスしたり、一緒に試行錯誤しながら作業することです。そうした工夫でできることが増える、それが認知症ケアの専門的支援だと思います」と藤本さんは言います。

できなくなったことをできることに変えるケア

若年認知症の人には、今の仕事を続けるための就労継続支援に見えますが、これは本当の意味の自己決定ではないのです。ごく初期段階の人の場合はほぼ自己決定に近いと言えますが、病気が進行する中で、本人が選択し決定したように見えるけれど、現実はその選択のための材料（経験の記憶や状況の認識など）がご自身の中で整わないなかで選択や決定をされているのです。

それでも自分の意志を言葉にして、それが実現することはとても大事なことです。できるだけ自己決定に近づけるように支えること。もの忘れカフェでは参加者の活動を写真などの記録に残しています（メモリーエイド）。記録を見ることで自分の過去の活動を知ることができ、そのときに自分の力で判断してきたことをなぞりながら、〝私〟の意志を言葉にされている姿があります。

若年認知症の人には、今の仕事を続けるための就労継続支援があります。就労中に若年認知症の診断を受けた人に対して最も重要なのが、同じ職場での仕事の継続です。雇用内容や部署を変えながらも、サポートがあれば2年はその職場で働くことができると藤本さんは言います。その2年間で、本人や家族は少しずつ気持ちの整理ができ、本人も家族も次の段階の認知症ケアへ移行します。

一般就労の難しくなった若年認知症の人が、介護保険サービス等を利用するまでの間に治療の空白期間をつくらないための取り組みとして、もの忘れカフェと同じ場所で内職仕事をする「仕事の場」が始まりました。活動のきっかけは参加者の声でした。「自分の活動が評価され、少しでも対価をもらいながら何か社会の役に立つようなことがしたい」「一家を支えていくことはできないけれど、それでも何か仕事をしたい」。仕事探しも、スタッフと参加者が一緒に取り組みました。車の部品をつくる作業などは、つくったものがどのように使われているかわかり、社会の「何もできないわけじゃない」「まだまだできる」「社会とつながっていたい」という言葉から、仲間づくりや社会参加を目的にはじまりました。若年認知症の人にとって、デイサービスは遊びに行く場所というイメージがあり、配偶者や同年代が働いているのに自分だけ遊んでいたくないと敬遠されることがありました。そこで、もの忘れカフェでは既存のプログラムから活動を選ぶのではなく、参加者がしたいと思うことを参加者同士が話し合い、活動達成に必要な役割や準備、時間配分や手順のような細かなところも自分たちで決めることにしました。もの忘れカフェは何もない部屋から始まったので、机が必要になったらスタッフと一緒に買い物に行き、どの机がいいか選ぶ。もの忘れカフェに関わるすべての判断や決定は参加者の方々にゆだねました。

毎日のように散歩に行っている参加者に「今日は何をしますか？」と聞いて、参加者が「散歩に行きたい」と言い、散歩に行く。本人が自分の行動を決めたよう

理事長　**藤本 直規**さん

もの忘れクリニックとして、外来診療、来院できない方への往診や認知症ご本人、家族、専門職のトータルサポート、軽度から高度期、若年から高齢者までのすべての認知症の方、その家族、地域の方々が集える居場所を展開し、誰もが暮らしやすい社会をめざし活動をされています。

「滋賀の縁」認証

滋賀の縁創造実践センターがめざす「現行の制度で解決できない生活課題、地域の福祉課題に気づいた人たちが、実践者として、問題解決のために協働して具体的な取り組みをしている活動」を、滋賀の福祉実践モデルとして県、縁センター、滋賀県社会福祉協議会の3者が認証するものです。2018年12月現在、20団体を認証、18団体を奨励しています。

んは言います。できないことができるようになるやり方を一緒に考えたり、提案したり、その人の強みを活かして1人で作業を完結できるようにサポートすることこそ支援者の大切な役目です。

「仕事の場」はもの忘れカフェと同じ場所でやっているため、そこでの混じり合いは、若年認知症の人にとって、認知症が悪化しても元気でいられることを感じさせてくれます。治らない認知症は将来への不安が大きいですが、悪化しても元気で過ごせている人が近くにいることでその不安は軽減します。今まで1人でやっていた作業をみんなでやる場所であり、仲間とともに過ごす場所であることを参加者がわかっているので、「仕事の場」からデイサービスへの移行もスムーズになります。

ある日、1人の参加者が看護師さんに「自分の症状は悪くなってるか?」と聞かれました。このとき、その人が傷付かないように「そんなことはない」と答えるか、リアルを伝えるか、支援者としてどう対応すべきでしょう。藤本さんたちは大切な視点をもっています。「支援者は、優しさだけではなく時には、正しいことを伝えるようにする姿勢も必要です。その人が理解できている間に次の段階に導けるように、支援者は見立てをもって関わっていく必要があり、福祉の専門性はそこにあります」。実際このとき、看護師さんは、一瞬ためらって「悪くなってると思うよ」と答え、その方は「ありがとう」と返し、次の日「正直に言ってもらえてありがたかった。もしあなたがあのとき、悪くなっていないと言っていたら、今後一生あなたのことは信用していない」と看護師さんに話されたそう。認知症の支援は信頼関係の上に成り立ち、ずっと寄り添ってきた人が信用できなくなることが参加者にとってどれだけ不利益になるかを支援者は見誤ってはいけません。

つながりをつくり、丁寧につなげていく

藤本さんは、「若年認知症も、その人の思いに寄り添うとともに、背景にある病気の症状に配慮して関われば、対応の仕方は、高齢期に発症する認知症と何も変わりません。求められる支援は、大きなことではなく、認知症の人それぞれに必要なつながりをつくることであり、それを丁寧につなげていくこと」と話します。

「もの忘れカフェ」や「仕事の場」の実践は、同様の取り組みが県外にも広がっています。「このような場所がもっと増えてほしい。若年認知症の人へのケアの実践によって、認知症ケア全体が底上げされ、多様な関係機関の支援者同士が連携し(子どもの支援者、就労の支援者)若年認知症を支えるしくみや支援体制が構築できれば、高齢者認知症のケアにも発展するノウハウになるはず」と言います。

認知症の人もできることはたくさんあります。1人でできなくても、仲間や支援者と協力すればできることもあります。同じように、私たちができることもたくさんあります。1つの組織でできないことも、同じ志の仲間や多様な分野の専門機関、企業と協力することでできることはもっと広がるでしょう。認知症ケアを受ける当事者とその家族、「仕事の場」に来る働きづらさを抱えた人やその方々と関わる多様な支援者、「仕事の場」に内職仕事を提供している企業、そして内職作業でできたものを使う私たち…、藤本さんの実践からは、これからも広がり続ける「ひたすらなるつながり」を感じました。

若年認知症

65歳未満で発症する認知症を言い、若年性と高齢者での認知症の病理的な違いはないのですが、年齢の若さから認知症を疑わなかったり、病院で診察を受けるまでに時間がかかってしまうケースが多いです。
厚生労働省の調査(2009年)によると18−64歳人口における人口10万人当たり若年認知症者数は47.6人、全国における若年認知症者数は3.78万人と推計されました。

県政レポート

滋賀県社会福祉協議会で地域福祉の実践力強化に
深く携わってくださった県庁の幹部職員から、
福祉や共生社会をテーマに課題提起や政策情報をレポートいただきます。

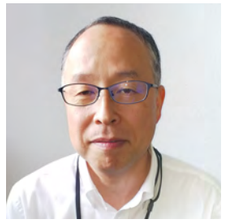

前 滋賀県健康医療福祉部医療福祉政策課参事 兼 在宅医療福祉係長
[現 商工労働部労働雇用政策課長]
奥山 光一(本誌編集委員)

「在宅看取り」と「人生会議」

厚生労働省の人口動態調査によると、1980年は自宅で亡くなる人が全体のほぼ半数でしたが、2016年では病院で亡くなる人が7割を超えています(病院75.8%／自宅14.1%)。

超高齢社会が加速度的に進展し、医療的ケアが必要な高齢者の一層の増加が見込まれる中で、国は高齢者の長期入院の抑制と在宅医療へのシフトを進めており、今のように病院で最期を迎えることが難しくなる状況が近い将来訪れると思われます。

滋賀県地域医療構想では、2013年に9,278人／日であった在宅医療等の医療需要は、2025年には13,995人／日と約1.5倍に増加すると推計しています。

また、2016年度に滋賀県が実施した「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査」によると、将来介護が必要になったときに介護を受けたい場所について「自宅で介護してほしい」が29.1%、人生の最終段階を迎えたい場所についても「自宅」が41.9%と最も多くなっています。

こうした状況を踏まえて、県では、医療への依存度が高くなっても、自分の望む場所で生活したいという希望や、在宅で最期を迎えたいという選択肢の実現をめざして、在宅療養を支える体制づくりや、人生の最終段階の迎え方を県民のみなさんとともに考える機会を設けるなど「在宅看取り」の実践に向けた取り組みを進めています。

「在宅看取り」というと、人生の最期は「病院」か「自宅」かという話になりがちですが、その本質は「場所」ではなく、本人の希望する人生の最期の「迎え方」をいかに尊重していくかというところにあります。その人が人生の最期まで「よく生き抜く」ために、家族、専門職、ときにはご近所の方など、関係者が本人の思いに寄り添い、その意思決定を支えていく実践の過程が「在宅看取り」の取り組みではないかと思います。

厚生労働省では、人生の最終段階での医療・ケアについて本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)に「人生会議」という愛称をつけて、その考え方を普及していこうとしています。

かつて、多世代家族が多く、地縁の結びつきが強かった時代には、人の死は日常生活のすぐそばにあり、人生の最期を迎える過程にゆかりの人がさまざまな形で自然に関わっていました。核家族化が進む今日、昔のような看取りが難しい中にあっても、専門職を含め、なじみの人たちの支えによって、本人が人生の最期の迎え方を自分で決められるよう環境を整えていく取り組みが「人生会議」であると思います。

人の「死」は点ではなく、「生(生活)」の延長上にあります。だからこそ、人が最期まで自分らしく生きていくためには、さまざまな人との関わりが必要になってきます。「在宅看取り」や「人生会議」は、そうした人々の「つながり」を紡ぐ実践でもあると思います。

人はみな、いつでも、命に関わるような大きな病気やケガをして、命の危険が迫る状態になる可能性があります。私自身も「我が事」として、自分自身や家族の人生の最期の迎え方を一度考えてみようと思います。

生きづらさを生きる

児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもたちの社会への架け橋

～カロカ急配からのメッセージ～

株式会社カロカ急配
社長 平川千波さん

「夢を叶えられるようにがんばりたい」

「これまでなかなか自分の夢を言い出せなかったけれど、叶えられるようにがんばりたいと思えるようになった」
そんな手紙を受け取ったのは、守山市にある株式会社カロカ急配の社長、平川千波さんです。手紙の送り主は「ハローわくわく仕事体験」に来ていた子。

「ハローわくわく仕事体験」は、児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもたちの「自立の土台づくり」として、早くから職業観を育み、施設や学校以外で信頼できる大人と出会うことを目的にした取り組みです。カロカ急配では「ハローわくわく仕事体験」で、これまでに４人の子どもたちを受け入れてくださっています。

「体験に来る子と接していると、遠慮がちなところがあるように感じます。なかなか本音を言えないような。でも、自分の夢を話してくれたことは本当にうれしかった。話してくれたその子の夢は、運送業とは全く違う仕事だったんですけどね」と笑いながら平川さんは話します。

「自分が受けた優しさを、次につなげていって!」

カロカ急配では「ハローわくわく仕事体験」の協力企業になる以前から、不登校の子どもたちの仕事体験の受け入れをされています。きっかけは、平川さんの学生時代の恩師に突然頼まれ、会社で不登校の子らの仕事体験を受け入れ始めたことだそう。
「これまで先生にお世話になってきた分、どこかで返していきたいけれど、その方法が見つからなかった。だから地域のために何かをしていくことで、先生への恩返しができているのかなと思っています。子どもたちもここでの体験を通じて、これまで受けることのできなかった優しさなんかを感じてもらえたら、それを返すのではなく次につなげていってほしいんです」

児童養護施設等で暮らす子どもたちは18歳で退所すると、家族などに簡単に頼れない中、1人で自立した社会生活をしていかなくてはなりません。たった1人で社会へ出て、普段の生活の中でさまざまな困りごとに直面することもありますが、なかなかうまく支援を求められずにつまづいてしまうこともあります。
「誰かに頼ることはいけないことではないし、逆に頼れる人をいっぱいつくってほしい。頼れる人を多く持てると自分の気持ちも楽になるよ、とうちに来る子どもたちには話しています。人はみんな1人から始まります。でも、そこから1人、また1人と仲間が増えていくことでひとつのことができると思うんです」

「おかえり！お疲れさん！」

体験中の男の子が配達から帰ってきました。体験最終日のこの日は「ハローわくわく仕事体験」を通じて、この会社に就職した“先輩”と一緒に、遠くまで配達へ。３日間の体験をやり切って、社員のみなさんに迎えられ、照れたような、でも誇らしげな表情です。
「最後の日は、必ず先輩に任せているんです。任せることで先輩もしっかりするし、年も近いのできっといろんなことを教えてくれていると思いますよ」
そんな“先輩”も就職した頃は、体験に来る子どもたちのように遠慮がちなところもあったそうですが、今は目標ができたと話しているそうです。
「“ひとり暮らしをしたい”、“車を買いたい”、何でもいいから目標がもてるようになったら、大丈夫だと思います」

カロカ急配では、梱包作業から配達までさまざまな仕事を体験できます。一つひとつの作業がすべてつながっていること、そして“運送業”とひとくちに言っても、お客様の手元に荷物が届くまでに多くの作業があるということを知ることができます。1つの仕事でも、さまざまな役割の人がいて、選択肢がたくさんあることを知ることも貴重な経験です。
「みんな、とても真剣に体験に来てくれています。きっと自分たちの将来に直結することだと感じているから。やっぱり、大型トラックに乗るときが、みんな一番目をキラキラさせていますね。ドライバーさんに積極的に質問をしたりして。特にこの仕事をやりたいと思ってくれている子は、最初から顔つきが違います。体験中の短い期間でも、子どもたちは変わるんです。最初はあいさつもなかなかできなかった子も、最終日にはしっかり声を出して、あいさつできるようになったり」

従業員のみなさんは、子どもたちが体験に来ることになると「未来を担う子やで！」と言いながら、つい世話を焼いたり、自分たちの子どものようにかわいがってくれるのだとか。このような体験が「施設の外にも自分のことを見てくれて、気にかけてくれる人がいる」ということに気づく機会になることを願います。

「子どもが18歳になったら、施設は送りださないといけない。でもそれを地域で受けとめていったらいいんです。そうやって、みんながつながって地域の子はみんなで育てたらいいんだし。どんな出会いでも“縁”です。縁があってうちで一度受け入れたなら必ず最後まで関わると決めています」
平川さんは、最後にそんな心強い言葉もくださいました。

LOVE つながる 滋賀の縁

Listen 話を聴く
Open 風通しよく
Voice 声をあげる
Enjoy 楽しくやる

利用者さんのニーズに 多職種で応援していきたい

松浦（まつうら） 整（せい） さん

社会福祉法人青祥会
介護老人保健施設「坂田メディケアセンター」
療養副部長・支援相談員（社会福祉士、介護支援専門員）

命の尊さを共有できる場で、専門性を発揮する

松尾（まつお） 道子（みちこ） さん

社会福祉法人野洲慈恵会
特別養護老人ホーム「あやめの里」
施設長（主任介護支援専門員、介護福祉士）

ともに１００名前後のスタッフが働く高齢者施設で、管理職としてマネジメントに携わる松尾道子さんと松浦整さん。高齢者介護の最前線にいる２人のリーダーに、日々の実践の土台となっている思いを伺いました。

「特養」と「老健」

松尾さんが勤める「特別養護老人ホーム」は「特養」と呼ばれ、松浦さんが勤める「介護老人保健施設」は「老健」と呼ばれます。どちらも介護保険を利用して施設に入所して生活し、介護サービスを受けることができる「施設介護サービス」です。

終末期に向き合う

「やっぱり利用者さんとのふれあいが一番楽しいんですよ」と笑顔で話す松尾さん。今でこそ利用者一人ひとりへの関わりとケアが重要視され、施設で働く方々の専門職としての役割が確立されつつありますが、以前は施設介護にスピードと作業量が求められていました。そこに苦悩があったからこそ、この言葉が自然と出てきます。

特養では終末期を迎える利用者と向き合うことになります。松尾さんは「終末期というのは、亡くなられるその瞬間だけのことではなく、それまでの人生を含めての今があるのです」と前置きし、「その方にどのような人生の背景があり、ご家族とのつながりや想いから、施設で暮らすのか、あるいは延命や医療ケアを希望して病院で過ごすのか。生活の延長線上にある施設での看取りを選択された場合は、特養のスタッフは、利用者さん、そしてご家族と真摯に向き合っていきます。私は、ご家族がともに過ごされる残りの時間を全力でサポートしたいと思っています」と話します。

あやめの里の看取りケアには、厚生労働省が定める要件を満たし、在宅復帰・在宅支援機能が高いと認められた「超強化型」の老健です。「この機能をもつ老健としてこそ、本来の老健としての役割ではないかと考えています」と話す松浦さん。

しかし、「施設を退所して、自宅で過ごしてもらうことだけがゴールではありません」と言います。「利用者さんにはそれぞれに生活背景や家族状況がありますので、そこを画一的に判断するのではなく、その方が望まれる生活に戻ってもらうために、ご家族を含め多職種でアプローチしていくことが重要」と考えているとのこと。行事への招待や、面会時の情報共有、訪問による在宅環境の確認など、入所中に利用者・家族間のつながりが切れないよう工夫しています。退所後にも訪問して困りごとに助言をするなどして、本人の望む生活の実現に向け、家族と接する時間を大切にしています。

ＡＤＬ（日常生活動作）を改善していくにはそれぞれの職種における専門性が求められます。「地域でサロンに行きたい」「老人クラブに参加したい」「お買い物ができるようになりたい」、このような利用者さんのさまざまな想いを多職種で実現していくことに、松浦さんは老健で働く醍醐味を感じるそうです。

専門性を発揮する

施設での暮らしに不安を覚える家族に対し、松尾さんは「気持ちのつながりはそのままで、ケアは専門職である私たちにお任せください」という想いで働いているそうです。この言葉に松浦さんは「あやめの里に入所される方は、きっと幸せを感じることができるのでは」と返します。

対談の最後には「どこで働いていても、目の前の方のために専門性を発揮する」「人と人のつながりを大事にする」「〝福祉〟という言葉の語源は〝幸せ〟である」と、自然と自らの矜持を確認し合う２人。

特養と老健では、施設入所の目的こそ異なりますが、「私たちは高齢者を支援する専門職として利用者さんに寄り添い、ご家族も含めみんなが望む生活につなげていくことを使命としています。向いている方向は、同じなんですよ」。〝滋賀の福祉人〟の道を歩む２人のうしろに、多くの後輩がついていきます。

「滋賀の福祉人」

“滋賀の福祉人”に込めた意味は、滋賀の福祉現場で働く人たちに持ってほしいアイデンティティとビジョンです。それは、支援の知識や技術を支える基本は、支援者としての価値と倫理にあるとの考え方であり、これら倫理と価値を土台に据え、また、日々の実践の根拠として具体化しようとする人、そして具体化した人を滋賀の福祉人と称しています。

社会福祉法人青祥会 介護老人保健施設 坂田メディケアセンター

米原市野一色1136
TEL:0749-55-8211
FAX:0749-55-8215
sakata.mc@seishokai.jp
http://seishokai.jp/smc

社会福祉法人野洲慈恵会 特別養護老人ホーム あやめの里

野洲市吉川3854番地1
TEL:077-589-8533
FAX:077-589-6241
ayame-sa@triton.ocn.ne.jp
http://care-net.biz/25/yasujikeikai/

先輩スタッフから綾々（あやあや）受け継いできた「利用者と家族に寄り添ったケアを」という風土に、施設としての理念や仕組みがあります。その人らしい看取りを実現するために、個々のケースを振り返ることでケアの質を高め、本人の意思と権利を守り、尊厳の保持に配慮した看取りを行っています。

松尾さんは看取り後に利用者さんの表情から「ここで暮らしたことで、最期の時が迎えられたわ。今後も心残りのないように、今この瞬間を大切にケアに向き合ってね」という声が聞こえてきたと言います。看取りケアを通して命の尊さを学び、人としての生き方を育んでもらっていると感じているそうです。

多職種連携で在宅復帰へ

人と地域のために仕事をしたいと考えていた松浦さんは、大学で福祉を学び、卒業後、社会福祉法人青祥会に入職しました。

老健では骨折や脳卒中後の入所者が多く、病院と在宅の中間に位置する機能を有します。現在勤めている坂田メディケアセンター

えにし雑感

子ども食堂への支援によせて

株式会社平和堂　総務部　総務課長
西塚 哲夫さん

平和堂が子ども食堂への支援を始めて、まもなく2年となります。その間、滋賀県社会福祉協議会のみなさまをはじめ、各地の社会福祉協議会や子ども食堂のみなさまのご指導やご協力をいただき大変感謝しております。

2017年春頃、県内の子ども食堂も50ヶ所を超え、当社にも数ヶ所から子ども食堂への支援や協力の声が届くようになり、当時から経営層も関心が高い状況でした。何らかの協力や支援をしたいと考えておりましたが、個々の食堂はボランティア運営が主体で数も多く、どうすればいいのか迷っておりました。

2017年8月に滋賀県社会福祉協議会が中心となり「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」が発足しました。子ども食堂への支援の一括窓口ができ、このプロジェクトを通じて支援することが当社にとって最善だと考え、スポンサー第1号に登録しました。支援にあたり県内75の店舗網を活用し、各店で食材を提供することを第一の支援方法として検討しました。その中で各食堂の規模・開催頻度・必要な食材等がバラバラであり、各店舗でそれぞれに対応することは困難だと考えた結果、当社の商品券で支援することにし、支援額は開催頻度を目途に滋賀県社協に決めてもらうようにしました。

この結果、2017年11月の初回寄付から年2回寄付を継続し、2019年3月の第4回で寄付累計額が1,000万円を超えるまでになりました。また、商品券には「子ども食堂サポート」の印を押印しており、各食堂の方が店舗で利用すると店舗社員も子ども食堂を運営されている方だとわかるので、「ご苦労様です」「ありがとうございます」などの良いコミュニケーションが各店舗でも図られています。このような「つながり」がさらなる支援の輪の拡大につながればと思っています。

各店舗では夏休みと年末年始頃の年2回、一般のお客様にも支援の輪を広げるために「子ども食堂応援募金」も行っています。子ども食堂を応援したいが、なかなか時間もなく難しいと思われている方が気軽に募金という形で支援でき、子ども食堂の周知にもつながる活動となっています。

この子ども食堂支援は、「当社→滋賀県社会福祉協議会→子ども食堂→子どもたち」へとつながりつつ、募金で地域のお客様も巻き込んだ活動に広がっています。さらに、みんながその先にいる子どもたちの笑顔のために、ともに活動し支援できることは当社にとっても意義深いことであり、今後も継続的に支援を行ってまいります。

霞が関レポート

厚生労働省国会連絡室長
[元・滋賀県健康医療福祉部
健康福祉政策課長]
田中 義高
（本誌編集委員）

滋賀の福祉の創造実践に深く関わってくださった
厚生労働省の現役キャリアから、
国の政策の動きや重要な視点についてレポートしていただきます。

[略歴]
2000年京都大学卒業、厚生労働省入省。
障害保健福祉部、保険局、大臣官房総務課等を経て、2017年から国会連絡室勤務。米国ニューヨーク州弁護士。
2010年から3年間、滋賀県庁に出向（健康福祉部障害者自立支援課長、健康福祉政策課長等）。

旧優生保護法救済法の成立

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が、超党派の議員立法により2019年4月24日に国会で成立、同日に公布・施行されました。

この法律により、1948年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、1996年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術等を受けられた方に対し、320万円の一時金が支給されることになりました。

また法律の前文では、政府・国会を特に念頭に置いて、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、すべての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである」と規定されています。

滋賀県においても、旧優生保護法に基づく本人の同意によらない不妊手術が少なくとも282人に行われたとされています。この一時金の支給の事務は、厚生労働省が担っています。対象となる方の多くが障害者であることを踏まえ、一時金の請求にあたって支援を必要とする方にきちんと支援が届くよう、国・地方自治体による取り組みのほか、入所施設や障害者団体のみなさまのご協力もいただきながら進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

私は現在、国会議事堂別館にある厚生労働省の国会連絡室に務めています。日常的に与野党の国会議員の方々とやりとりをさせていただく中で、この法律の検討が行われた超党派の議員連盟や与党ワーキングチームでの議論も目の当たりにしてきました。旧優生保護法の優生手術に関する規定が1996年に削除されて20数年、ちょうど平成から令和への改元の直前の時期でもあり、「平成のうちに何としてもこの法律を成立させたい」という先生方の熱意を感じました。新しい時代にあたり、私自身としても、過去の誤った政策の真摯な反省に立ちながら、真の共生社会の実現に向けて、置かれた立場で努力していきたいと思います。

私たちは ひたすらなるつながり の理念に共感し、
仲間としてともにこの活動に取り組んでいます。

社会福祉法人たかしま会

地域に根ざした福祉ネットワーク！

たかしま会では、近江聖人中江藤樹の遺徳を仰ぎ、「誰でも努力すれば立派な人間になれる」という創設の精神を尊び、事業運営を行っています。

〒520-1812 滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地
TEL 0740-28-1138　FAX 0740-20-5554
http://takashimakai.or.jp/

「老いも若きも」みんなでつながるまちづくり

1951年設立以来、滋賀県大津市坂本で介護サービスを展開する社会福祉法人。特別養護老人ホームをはじめ10事業開設。主な社会貢献活動ー「地域交流センター」「子ども食堂」「フリースペースしんせい」をオープン。

〒520-0113 滋賀県大津市坂本5丁目13番1号
TEL 077-578-0044　FAX 077-579-3839
http://www.sinseien.jp

社会福祉法人せんだん二葉会

せんだんはだんらん ～つながり、憩い、育ち合う家～

せんだん保育園
社会福祉法人 せんだん二葉会

私たちは、憩う場を提供し、
人とのつながりを築く窓口になります。

〒520-0248 滋賀県大津市仰木の里東2丁目2-5
TEL 077-573-2828　FAX 077-574-3311

特別養護老人ホーム 近江舞子しょうぶ苑

子どもの居場所作り
「フリースペース　アイリス」　3年目に入りました!

社会福祉法人　志賀福祉会
特別養護老人ホーム
近江舞子しょうぶ苑
〒520-0502
滋賀県大津市南小松90
☎077-596-2233
Homepage : shiga-f.com

・JR湖西線「近江舞子駅」より徒歩５分　→　便利
・水泳場や琵琶湖バレイなど近くにあります　→　楽しみ

地域の中で共に「暮らし」を考える

“誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、皆で意見を出し合い、できることから実践する”ための「地域ケアを考えるセミナー」、“学校に行きにくくなっている子どもやその親の居場所”としての「フリースペースカーサ」、“誰もが立ち寄りお話しや相談ができ、また健康を考えられる場所”として「しゃべり場まつもと」などの地域貢献活動を実践中。

〒520-2152 滋賀県大津市月輪1丁目12-8
TEL 077-545-0434　FAX 077-545-0540
http://koujyukai-otsu.com

社会福祉法人グロー

生きることが光になる　ほほえむちから

私たちは、生きることの尊さを表す「生きることが光になる」、誰でも持っている「ほほえむちから」、この二つの言葉を胸に、地域に生きる全ての人の、安心な暮らしが保障され、尊厳を持ってその人らしく生きることができる、そんな社会を創っていきます。
（滋賀県社会福祉事業団とオープンスペースれがーとがひとつになりました。）

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2
TEL 0748-46-8188　FAX 0748-46-8288
http://www.glow.or.jp

滋賀県
児童福祉入所施設協議会

社会的養護にかかる
子ども達の輝く未来を願って
～子ども達に夢や希望を～

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。（児童福祉法第一条）

本会は、滋賀県における乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、自立援助ホームの各施設が緊密な連携を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的とし、併せて児童の健全育成の促進をめざす協議会です。

一般社団法人 生命保険協会 滋賀県協会

110th Since 1908 Create a Brighter Future
安心と希望に満ちた未来を切り開く

生命保険協会は、昨年12月に110周年を迎えました

協会長　畑野 宏

〒520-0056 滋賀県大津市末広町1-1 日本生命大津ビル8階
TEL 077-525-6677

一般社団法人滋賀県保育協議会

みんなでつなごう！みんなで紡ごう！
こどもの幸せ、地域の未来

2019年、私たちは
滋賀県保育協議会設立50周年・
保育士/保育教諭部会結成60周年
記念事業を実施します。

Year of celebration　2019年4月1日～2020年3月31日
Ceremony　2019年11月23日（祝/土）大津市民会館

滋賀の縁創造実践センター
（滋賀県社会福祉協議会）

縁特別会員
ご入会のお願い

だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる地域をめざして

年齢や障害の有無に関わらず、生きづらさを抱えて孤立したり、制度のはざまでしんどい思いをしたりしている人たちがいます。滋賀の縁創造実践センターは、そうした人が安心できる人とのつながりの中で生きがいをもてる共生社会の実現をめざしています。

1人でも多くの人が笑顔になれるよう、みなさま（団体・個人問わず）のお力をお寄せいただきますようご協力お願い申し上げます。

みなさまの会費は、現在これらの事業に使わせていただいています

現在、みなさまの会費で、これらの活動が実現しています。また、これら以外にも取り組むべき課題はあります。活動の継続と、課題への新たな取り組みを推進していくため、ぜひともご参加・ご協力をよろしくお願いします。

地域食堂としての子ども食堂づくり

▲子ども食堂の食事風景

ひきこもりの人と家族の支援

▲甲賀・湖南ひきこもり支援『奏-かなで-』運営会議チーム

社会福祉施設を活用した子どもの夜の居場所フリースペース推進

▲フリースペースで遊ぶ子どもとボランティアの方

社会的養護のもとで育つ若者と社会の架け橋づくり

▲ハローわくわく仕事体験に参加する子ども

高齢者施設を活用した中高年障害者の休日の居場所づくり

▲子どもや職員、ボランティアの方とふれあう利用者

【 待っている人たちがいる！ 】 制度のはざまへの取り組み、縁共生の居場所づくり

会員の種類と年会費

6月1日現在の会員数：103会員

団体会員･･･1口 5万円
社会福祉法人会員･･･1口 5万円
企業会員･･･1口 5万円
個人会員･･･1口 3千円

※特別会員のみなさまを対象とした研修会や事業も実施してまいります。

お申込み・お問い合わせ

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 総務課

TEL：077-567-3920　FAX：077-567-3923

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138
（県立長寿社会福祉センター内）

http://www.shigashakyo.jp/

私たちは ひとすじなるつながり の理念に共感し、
仲間としてともにこの活動に取り組んでいます。

わげんあいご
和顔愛語の理念をもって地域と共に!
青祥会ケアシステム

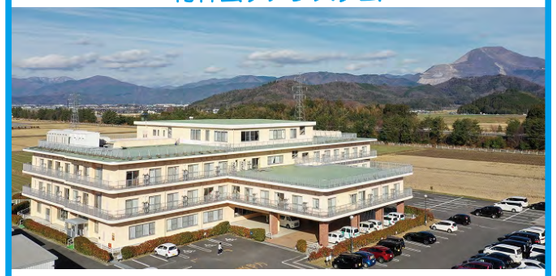

青祥会は滋賀県北部を中心に、病院・介護老人保健施設・特別養護老人ホームをはじめ、通所系・訪問系サービス等５７事業を運営しています。
特に認知症については、認知症疾患医療センターと認知症治療病棟にて早期より認知症に対応しています。
長浜市において南長浜地域包括支援センターを設置し、医療サービスと介護サービスの連携を進め、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアとしてのシステムを構築しています。

お問い合わせ先
社会福祉法人 青祥会 法人本部
TEL.0749-68-4114
滋賀県長浜市加田町 3360　URL http://seishokai.jp/official
FAX.0749-68-4116　E-mail honbu@seishokai.jp

社会福祉法人 ゆたか会
ともに
◆特別養護老人ホーム清風荘　◆ケアハウスじゅらく
◆地域密着型小規模特別養護老人ホームさわの風
◆障害者支援施設清湖園　◆湖西総合在宅サービスセンターほろん
◆朽木小規模特別養護老人ホーム/地域密着型小規模特別養護老人ホームやまゆりの里
◆本部　法人事務センター
〒520-1605 滋賀県高島市今津町南新保 87-15
TEL 0740-22-3490
FAX 0740-22-6228

相互扶助の精神
「ゆいの心」を理念に、
地域に貢献します。

社会福祉法人 慈恵会
ゆいの里
〒524-0103 滋賀県守山市洲本町1番地
TEL 077-585-4533　FAX 077-585-5675
http://www.yuinosato.or.jp/

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 !!
平成31年度
ボランティア活動保険
全国200万人加入!!
http://www.fukushihoken.co.jp
ふくしの保険　検索

保険金額

保険金の種類＼プラン		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円
	後遺障害保険金	1,040万円（限度額）	1,400万円（限度額）
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術保険金 入院中の手術	65,000円	100,000円
	手術保険金 外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額（保険金額）に同じ	
	葬祭費用保険金（特定感染症）	300万円（限度額）	
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）	5億円（限度額）	

年間保険料（１名あたり）

タイプ＼プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	350円	510円
天災タイプ（※）（基本タイプ+地震・噴火・津波）	500円	710円

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

（※）天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償しますが（天災危険担保特約条項）、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）
送迎サービス補償（傷害保険）
福祉サービス総合補償（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3 を除きます。）

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667　FAX：03（3581）4763
営業時間：平日の 9:30～17:30（12/29～1/3 を除きます。）
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJNK18-13568　2019.1.16 作成〉